

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	20 件

北海道国民年金 事案 1415

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月及び同年8月

私は、公共料金等で納付すべきものはすべて納付しているはずで、納付書が手元があれば納付したはずである。当時の国民年金手帳も所持している。申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金の加入手続を行い、A共済組合の組合員である申立人の夫と46年11月に婚姻後も国民年金に任意加入の手続を行った上、申立期間以外はすべて保険料を納付しており、第3号被保険者への種別変更手続も適切に行っていることから、申立人の国民年金への加入及び保険料の納付に対する意識は高かったものと認められる。

また、申立期間前後の期間について、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)によると、厚生年金保険被保険者期間である昭和46年3月1日から国民年金の加入期間とされた上、未納期間として記録されており、行政側の記録管理に不備がみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて母親が行っていたが、平成19年、社会保険事務所（当時）から私の納付記録が届き未納期間があることを知った。

母親から私の保険料は納付しておいたと聞いていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度開始当初から国民年金に加入し、厚生年金保険との切替手続を適切に行っている上、国民年金加入期間に係る保険料を完納していることから、保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年3月ごろ払い出されており、納付記録のある昭和46年度の保険料は、A市保管の国民年金被保険者台帳から47年4月に現年度納付されたことが確認でき、その時点で、申立期間のうち一部時効により納付できない期間を除き、過年度納付可能な期間である45年1月から46年3月までの保険料を納付意識の高かった申立人の母親が納付しなかったものとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から46年3月まで

私の国民年金の加入手続及び保険料の納付はすべて母親が行っていたが、平成20年、社会保険事務所（当時）から私の納付記録が届き未納期間があることを知った。

母親から私の保険料は納付しておいたと聞いていたので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとするその母親は、申立期間を除き、申立人がA市に居住していた期間（昭和47年4月から48年2月まで）も含め、申立人が婚姻するまでの保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月ごろ払い出されており、その時点で、申立期間は現年度納付可能期間であり、納付意識が高かった申立人の母親が当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

さらに、B市では、未加入者が発覚した時点で本人又は親に市職員が国民年金への加入手続及び保険料の納付案内を行っていたことが確認できることから、申立人の母親が国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1418

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から50年3月までの期間及び55年1月から56年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

当 該 期 間 : ① 昭和49年10月から50年3月まで
② 昭和55年1月から56年2月まで

私は、昭和42年6月に会社を退職し、元A市職員であった私の父親から、私の老後のために国民年金に加入するよう指導されたので、同年9月に結婚した際に国民年金に任意加入した。

国民年金保険料は、主に銀行で定期的に納付をしてきたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立人が昭和42年9月に会社員である夫と結婚した際に、元A市職員であった申立人の亡父に指導されたので、同年9月に国民年金に任意加入したとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳に記載された資格取得日、社会保険事務所（当時）の特殊台帳（マイクロフィルム）、オンライン記録及びB市の被保険者名簿の任意加入記録は共に申立人の供述と一致している上、申立人が56年3月に国民年金被保険者資格を喪失するまでの国民年金加入期間において、申立期間以外に未納期間は無いことから、申立人の保険料納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、昭和49年11月にA市からB市に転居した後、同市の国民年金窓口で国民年金手帳の住所変更手続を行うとともに、その時点で未納であった当該期間に係る保険料の納付書を発行してもらった上、銀行で保険料を納付したとしているところ、i) 申立人の所持する国民年金手帳及び社会保険事務所の特殊台帳（マイクロフィルム）には、50年

3月に住所変更された形跡が確認でき、同市の国民年金窓口において、現年度保険料の納付書を発行することは可能であったと考えられること、ii) 申立期間①は6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであること、iii) 申立人が申立期間当時に保険料の納付を行うことが困難な経済状況にあったことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人が申立期間①の保険料を納付していたものとするのが自然である。

- 3 申立期間②について、申立人は、i) 現職の会社員であった申立人の元夫が昭和52年ごろに建てたC施設の経営に忙殺されていた時期であり、国民年金保険料の納付書が届いていたことに気付いてから、当該期間の保険料を56年2月にまとめて納付したこと、ii) 当時、家計はその元夫が掌握しており、子供の学用品や参考書を買うためのお金を出すことも渋っていたこと、iii) 自分の未納であった保険料をまとめて納付したい旨、その元夫に告げたところ、国民年金の任意加入をやめるように言われたので、同年3月にB市役所に喪失届を提出したことなどを明確に記憶しており、事実、申立人の所持している国民年金手帳にも同年3月に資格喪失した記録がある。

また、申立人は、その納付した保険料相当額は5万円ぐらいであったとしており、当時の保険料相当額とほぼ一致していることから、申立人の供述には信憑性^{しんぴようせい}がみられ、国民年金の任意加入者である申立人が国民年金被保険者資格を有していた申立期間②の保険料を納付したものとするのは不自然ではない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとする認められる。

北海道厚生年金 事案 1696

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月31日から同年9月1日まで

平成3年5月にA社（現在は、B社）に入社し、9年9月1日に親会社のC社に異動したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

会社が厚生年金保険の資格喪失手続を誤って届け出たと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、厚生年金保険の事務手続を誤ったとする事業主の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間にC社のグループ会社のA社に勤務し（平成9年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成9年7月のオンライン記録により、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日欄に平成9年8月31日と記載されており、事業主は資格喪失日を誤って記載したことを認めていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納付の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知

を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年5月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月1日とし、当該期間の標準報酬月額を同年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月1日から同年11月30日まで
② 昭和36年5月1日から同年12月1日まで

昭和21年から38年までの期間、A社B工場に冬場を除いて勤務しており、両申立期間については、その前後の年度と変わらない業務を担当していた。また、社宅ができた22年ごろから38年に同社C工場に転勤するまでの期間は、同社B工場の社宅に入居していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いと回答を受けたが、同保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、i) A社本社から提出された申立人に係る人事記録には、申立人が昭和38年9月1日に同社の正社員として採用される前の職歴欄に「昭和21年5月、A社B工場入社」と記載されていること、ii) 複数の同僚が両申立期間において、申立人と一緒に勤務していたと供述していること、iii) 同社本社から提出された社史には、昭和22年より前に同社「B工場」の社宅が建設されたことが記載されているところ、申立人及び複数の同僚が、申立人は、両申立期間において、この社宅に入居していたと供述していること、iv) 前述の社史によると、同社「B工場」は、戦後から38年までフル操業で製品の製造を続けていたことが記載されており、工場が

休業した記載は無いことから判断すると、両申立期間においてA社B工場に勤務していたことが推認できる。

- 2 申立期間②については、昭和22年ごろに書き換えられたと推定できる当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人は昭和26年度から37年度までの期間について、申立期間②を除き、季節雇用被保険者としておおむね春から秋までの期間、当該事業所B工場において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる（昭和30年度については、通年雇用）。

また、この名簿には、昭和35年5月1日に資格取得し、同年12月1日に資格喪失している者は31人、36年5月1日に資格取得し、同年12月1日に資格喪失している者は22人、37年5月1日に資格取得し、同年12月1日に資格喪失している者は25人、それぞれ確認できるところ、昭和35年度から37年度までにおいて被保険者記録が確認でき、申立人と同様に工場勤務をしていた季節雇用被保険者の同僚二人は、「申立人とは、前後の年度と同じく昭和36年度についても一緒に勤務しており、また、申立人の勤務形態及び担当業務に変更は無かった。」と供述している。

さらに、上記の人事記録には、昭和47年5月に20年以上勤続の記念品が贈られたことが記載されている一方で、申立人が中途退職した記載は無いことから、申立人は、申立期間②についても、前後の年度と同様に当該事業所B工場において季節雇用被保険者として勤務していたものと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る申立期間②前後の年度の記録及び申立人と同様の業務を担当していた同年齢の同僚の申立期間②における標準報酬月額の推移から、昭和36年5月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録によると、A社B工場は昭和46年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、同社本社は申立期間当時の書類は保管していないことから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届及び被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われていないことにより、

その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 36 年 5 月から同年 11 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間①については、前述の被保険者名簿の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の新規適用となった昭和 19 年度から 24 年度までの期間に同保険被保険者資格を取得し、昭和 24 年 12 月 25 日に資格を喪失している者は 29 人、また、26 年 5 月 1 日に資格取得し、同年 11 月 1 日に資格喪失している者が 22 人確認できるが、25 年度において被保険者資格を取得した者は、当時 D 職主任者であった一人だけであることから、当該事業所が、このころに管理職以外の工場勤務者について通年雇用から期間雇用に変更したものと推認できる。

また、申立人の供述及び当該事業所の社史の記載により、この当時の従業員数は 20 人前後であったと推認できるところ、前述の被保険者名簿の記録では昭和 25 年度における被保険者数は、同年度に資格を喪失している者を含めて 6 人だけであることが確認できることから、同年度については、当該事業所が何らかの事情により、申立人を含む大多数の従業員について、厚生年金保険に加入させなかったものと考えられるところ、これら従業員について同保険に加入させずに同保険料を控除したとは考え難い。

さらに、申立期間①において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間①のA社における標準報酬月額に係る記録を、平成3年8月から同年9月までは15万円に、同年10月は16万円に訂正することが必要である。

申立人のA社における資格喪失日は、平成4年6月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正し、申立期間②の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間③に係るB社における資格喪失日は、平成4年10月28日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、4年7月から同年9月までの標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

申立人は、申立期間③のうち平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を4年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成4年10月及び同年11月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月1日から同年11月30日まで
② 平成3年11月30日から4年6月1日まで
③ 平成4年7月31日から同年12月1日まで

申立期間①の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に基づく標準報酬月額と相違し、10万4,000円に引き下げられているので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

また、厚生年金保険の加入記録では、A社での被保険者資格は、平成3年11月30日に喪失したことになっているが、A社からB社に移ったのは4年6月1日であったので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険

者であったことを認めてほしい。

さらに、B社での厚生年金保険の加入記録は、平成4年7月31日に被保険者資格を喪失したこととなっているが、同社には同年11月末日まで勤務していたので、申立期間③について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人の雇用保険の加入記録から判断して申立人が平成4年5月31日までA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立期間①の標準報酬月額は、当初、平成3年4月から同年9月までは15万円、同年10月は16万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年6月1日）の後の同年8月26日付けで、3年10月の算定基礎届の記録を取り消し、3年8月1日に遡^{そきゅう}及して10万4,000円に減額訂正されており、また、同日に当該事業所において被保険者であった多数の者についても同様の処理がなされていることが確認できる。

また、申立人が保管する給与明細書によると、申立期間①に係る厚生年金保険料控除額は、遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に相当する額であることが確認でき、これは、オンライン記録に当初記載されている標準報酬月額と一致する。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によるとA社は、平成4年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、その処理は同年6月8日に行われ、同日付けで申立人の被保険者資格を3年11月30日まで遡^{そきゅう}及して喪失させる処理が行われており、また、当該事業所において被保険者であった多数の者についても同様の処理がなされていることが確認でき、かつ、当該訂正処理前の記録から、4年6月1日において当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る上記標準報酬月額を減額する旨の処理及び平成3年11月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、雇用保険の記録における離職日の翌日である4年6月1日であると認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年8月から同年9月までは15万円、同年

10月から4年5月までは16万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③について、申立人の雇用保険の加入記録から判断すると、申立人がB社に平成4年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によるとB社は、平成4年7月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているが、その処理は同年10月28日に行われているとともに、同日付けで申立人の厚生年金保険の被保険者資格を同年6月30日まで遡^{そきゅう}及して喪失させている上、同年10月の算定基礎届の記録を取り消す処理が行われており、また、当該事業所において被保険者であった多数の者についても同様な処理がなされていることが確認できる。しかし、当該処理前の記録から、同年7月31日において当該事業所が適用事業所として要件を満たしていたと認められることから、当該事業所が適用事業所に該当しなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年6月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった処理をした日から判断して、4年10月28日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額は、申立人に係るB社における上記資格喪失処理前の平成4年10月のオンライン記録及び申立人が所持する給与明細書に記載された報酬額及び厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③のうち、平成4年10月28日から同年12月1日までの期間について、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日は、オンライン記録により、21年6月26日付けで当初の4年7月31日から同年12月1日へと訂正されていることが確認できるところ、前述のとおり当初、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなる処理が行われた4年10月28日から同年11月30日までの間は、雇用保険の加入記録によって申立人の継続した勤務が確認できる上、申立人が所持する4年10月分及び同年11月分の給与明細書により厚生年金保険料が給与から控除されていることが認められる。

また、平成4年10月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬額及び厚生年金保険料控除額から16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る平成4年10月及び同年11月の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社が厚生年金保険の適用事業

所に該当しなくなる処理を同年 10 月 28 日に行っていることから、社会保険事務所は申立人に係る同年 10 月分及び 11 月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年9月1日から同年10月1日まで
申立期間の給与金額から判断すると、標準報酬月額に誤りがあると思う。
申立期間の給与明細書があるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

A社によると、厚生年金保険料の控除は翌月控除であることから、昭和58年9月の厚生年金保険料は、同年10月の給与から控除される場所、申立人が所持する同年10月の給与明細書により確認できる保険料控除額（2万1,730円）に見合う標準報酬月額は41万円であることが確認できるものの、同年9月の給与明細書により確認できる報酬額（33万7,427円）に見合う標準報酬月額は34万円であることから、申立期間の標準報酬月額を34万円に訂正することが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不

明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1700

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から同年6月1日まで

申立期間はA社に継続して勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社（昭和43年2月3日にB社から名称変更）において昭和43年9月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年4月1日に資格を喪失後、同年6月1日にB社（昭和45年6月1日適用開始）において再度資格を取得しており、申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてもA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様にA社において昭和45年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、同年6月1日にB社において再度資格を取得している者が4人（申立人を除く。）確認でき、そのうち所在が確認できた3人は共に、「A社とB社はC県D市の同一場所に所在しており、当該両事業所の事業主はEであった。昭和45年6月ごろに勤務地がF県G市に移るまでの勤務期間に欠落は無く、申立人を含め、職員全員の雇用形態及び業務内容は同一であり、毎月給与から厚生年金保険料が控除され

ていた。」と述べている上、一人は、「昭和 41 年 4 月ごろから B 社に入社し、H 業務の補助をしていたが、43 年に A 社設立と同時に、B 社の職員の身分は皆 A 社に移行し、給与は A 社から支給されていた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 45 年 3 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における申立人の資格取得日に係る記録を昭和34年12月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月6日から36年3月1日まで

昭和34年4月にC市にあったA社に入社し、その年の12月にB工場へ転勤したが、社会保険事務所(当時)の記録では、B工場における厚生年金保険の被保険者資格取得日が36年3月1日になっている。申立期間については、B工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間及びその前後の期間において、A社本社及び同社B工場に勤務していた複数の同僚が、「申立人は昭和34年4月に入社し、同年12月6日にB工場へ転勤したことは間違いない。」と述べており、厚生年金保険被保険者名簿により、同社B工場において申立期間中である昭和35年3月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる者が、「私が入社した時には、申立人は既にB工場に勤務していた。」と述べていることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務(昭和34年12月6日にA社本社から同社B工場に異動。)していたことが認められる。

また、厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、当該事業所のB工場において、同保険の被保険者であったことが確認できる複数の者が、「職員は、全員が厚生年金保険に加入していた。」と述べている。

さらに、時期は異なるものの、申立人と同様に当該事業所の本社とB工場

の間を2回異動したことがあるとする同僚の年金記録を確認したところ、昭和31年2月の異動時には厚生年金保険の被保険者記録に1か月の空白期間が存在する（本社において昭和31年1月2日資格喪失、B工場において同年2月15日資格取得）ことが確認でき、当該同僚は、「申立人の年金記録に空白期間が存在することについては、時期からすると、手続のミスと思われる。私の年金記録にも空白期間が存在する。」と述べていることから、申立期間当時、当該事業所において、事務処理に誤りがあった可能性が考えられる。

加えて、前述の同僚のほか、当該事業所の本社とB工場の間を異動したことがある者として申立人が名前を挙げた二人の同僚の年金記録を確認したところ、それぞれ、厚生年金保険の被保険者資格喪失日及び被保険者資格取得日は同日となっており、年金記録に空白期間は存在しない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和36年3月の厚生年金保険被保険者名簿の記録から1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、昭和38年11月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は所在不明のため確認できないが、仮に、事業主から申立てどおりの申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1702

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②のうち平成3年9月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月26日から2年4月1日まで
② 平成3年7月21日から同年10月1日まで

昭和63年ごろからB社に正社員のC職として勤務し、社名がA社に変わった平成3年10月以降も継続して勤務していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について給与明細書等を保管しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち平成3年9月21日から同年9月30日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に継続して勤務していたことが確認できる上、申立人が保管する同年10月分の給与明細書により、申立人は、同年9月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②のうち平成3年9月の標準報酬月額については、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当時の事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①については、B社の代表取締役であった者に照会したところ、「申立人は、平成元年には期間雇用者として勤務しており、12月で退社している。その後仕事をしていたとしても請負契約であり、社会保険料を給与から控除することは無い。」と供述しているほか、当該事業所の社会保険事務担当者であった者に照会したところ、「申立人は、平成元年12月に『雇用保険を受給したい。』と言って退社した。厚生年金保険被保険者の資格喪失手続きも自分が行ったので間違いはなく、その後は社会保険料を給与から控除することは無かった。」と供述しており、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、オンライン記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者7人に照会したものの、回答があった3人から申立人の当該事業所における勤務期間について具体的な供述は得られず、ほかに申立人が申立期間①において当該事業所で正社員として勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所を平成元年12月25日に離職した後、2年4月2日に再度資格取得しており、これは、厚生年金保険の加入記録とほぼ合致する。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち平成元年12月26日から2年3月13日まで政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

その上、申立人が申立期間①のうち平成2年1月分及び同年2月分であると主張する給与内訳書は、所属年月の記載が無い上、記載された厚生年金保険料控除額も、元年11月までの標準報酬月額の上限額である47万円に昭和60年10月から平成元年12月までの保険料率を乗じて算出されたものであることが確認できることを踏まえると、申立期間①に係るものではないと考えるのが妥当である。

- 3 申立期間②のうち平成3年7月21日から同年9月21日までの期間については、オンライン記録によると、B社は同年7月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなったことが確認でき、当該期間において同保険の適用事業所に該当していた形跡が無いほか、A社が同保険の適用事業所となったのは同年9月1日であることから、当該期間のうち同年7月21日から同年8月31日までの期間については、同社は同保険の適用事業所

に該当していなかったことが確認できる。

また、B社の代表取締役であった者に照会したところ、「B社は平成3年7月20日に倒産したため、従業員を全員解雇した。同社の社員が代表取締役となったA社に従業員を引き継いだと聞いているが、自分は関与していないので分からない。」と供述しているほか、当該事業所の社会保険事務担当者であるとともに、A社の代表取締役であった者に照会したところ、「B社が平成3年7月に倒産した後、申立人を含め、社員は政府管掌健康保険の任意継続被保険者となり、その手続は自分が行った。」と供述しており、申立人が当該期間において当該事業所で厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間②において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者9人に照会したものの、回答があった二人から申立人の当該事業所における勤務期間について具体的な供述は得られず、ほかに申立人が申立期間②のうち平成3年7月21日から同年9月20日までの期間において当該事業所で正社員として勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人が申立期間②のうち平成3年7月21日から同年9月20日までの期間において同保険の被保険者であった形跡は無いほか、オンライン記録によると、申立人は、当該期間において政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

その上、申立人が申立期間②のうち平成3年7月分、同年8月分及び同年9月分であると主張する給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額50万円に2年1月から同年12月まで保険料率を乗じて算出されたものであることが確認できることを踏まえると、当該給与明細書は、いずれも、申立期間②に係るものではなく、オンライン記録により申立人の加入記録が確認できる同年7月から同年9月までに係るものであると考えるのが妥当である。

4 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち平成3年7月21日から同年9月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1703

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場（現在は、C社D工場）における資格喪失日に係る記録を昭和38年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月30日から同年7月1日まで
昭和38年4月1日にA社に入社し、平成16年6月28日に退職するまで同社に継続して勤務した。
同社における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出のあった在籍証明書及び人事異動通知並びに雇用保険の被保険者記録から、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年7月1日にA社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場に係る昭和38年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明であるとしているが、事業主が資格喪失日を昭和38年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務

所は、申立人に係る同年6月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 1704

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和17年12月1日、資格喪失日は、19年7月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月1日から19年6月ごろまで
昭和17年9月ごろにA社に入社し、同社が買収された後の22年3月ごろまで、B営業所においてC職助手及びC職として勤務していた。

当該事業所に入社した当初は見習期間であったが、昭和17年12月1日から同社が買収された19年6月ごろまでの期間については労働者年金保険（現在は、厚生年金保険）に加入し、給与から保険料が控除されていた。

給与明細書等の証拠書類は無いが、申立期間について労働者年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者年金保険被保険者台帳索引票、申立人がA社に勤務していた時に撮影したとする写真、同僚の供述及び申立人の従事業務に関する具体的な内容から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所で勤務していたことが認められる。

また、労働者年金保険被保険者台帳索引票から、申立人が当該事業所において、昭和17年12月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が、申立期間当時、当該事業所で一緒に勤務し、当該事業所が買収された後も一緒に勤務していたとして名前を挙げた同職種の同僚は、オンライン記録により、当該事業所において昭和17年6月1日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19年7月1日に当該事業所が買収されると

同時に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳から、当該事業所における労働者年金保険被保険者名簿が火災焼失しており、現存する名簿はその後一部が復元されたものにすぎないことが確認できる。

また、日本年金機構本部記録管理部記録業務グループにおいては、申立人の当該事業所に係る労働者年金保険被保険者台帳を保存していない。

このように社会保険事務所（当時）では、当該事業所における労働者年金保険の被保険者記録を適切に管理していなかった状況がうかがわれ、この結果、申立人の当該事業所における労働者年金保険の被保険者記録が失われたものと推測される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 12 月 1 日に労働者年金保険の被保険者資格を取得し、19 年 7 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿が社会保険事務所に保管されていないため認定が困難であることから、厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和 44 年 11 月以前の標準報酬月額で 1 万円に満たないものは 1 万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に基づき、1 万円とすることが妥当である。

北海道厚生年金 事案 1705

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和38年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月1日から同年4月1日まで

昭和38年3月、C社のグループ会社であるD社E支店から同じC社のグループ会社であるA社B支店に異動となり、39年3月、C社本社に異動となるまで勤務した。

A社B支店における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の給与明細書の写し、雇用保険の被保険者記録等により、申立人がC社及び同社のグループ会社に継続して勤務し（昭和38年3月1日にC社のグループ会社であるD社E支店からA社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によれば、A社B支店は、昭和38年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては適用事業所としての記録が無い。しかし、申立期間当時、当該事業所は法人事業所であり、複数の同僚の供述により、申立期間において5人以上の従業員が常時勤務していたことが確認されたことから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和38年3

月分の給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったことが認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1419 (事案 828 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から50年3月まで

A市B地区に住んでいた昭和38年8月ごろ、集金人に勧められて国民年金に加入し、少ない収入の中から申立期間の保険料を納付してきたはずである。保険料を納付する時に、友人からお金を借りたことがあったので、その人に聞いてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、昭和38年7月ごろに国民年金手帳記号番号の払出しがあったものとみられるが、当該番号は取り消されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは考え難く、ほかに国民年金の加入手続が取られていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月3日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、友人から金銭を借用して保険料を納付したことがあると供述しているので、その友人に聴取した結果、申立人との金銭の貸借は確認できたものの、当該貸借が申立期間に係る国民年金保険料の納付に関するものであるか否かについては不明であるため、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、12年3月から13年2月までの期間、14年4月から同年9月までの期間及び16年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年9月から同年11月まで
: ② 平成12年3月から13年2月まで
: ③ 平成14年4月から同年9月まで
: ④ 平成16年2月から同年6月まで

申立期間①は、A市役所で、社会保険から国民健康保険への切替手続の際に、私が国民年金の再加入手続を同時に行い、併せて国民年金保険料の納付を行ったと思う。

申立期間②及び③は、私がB市役所で国民健康保険に係る相談をした際に、滞納していた県民税、市民税の分割納入手続と併せ、国民年金保険料の免除申請手続を行ったと思う。

申立期間④は、私がC社会保険事務所（当時）で、国民年金の加入手続と保険料の免除申請手続を同時に行ったと思うほか、妻によると、当時、社会保険事務所の職員が自宅まで来てくれたとのことである。

申立期間①から④までについて、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①から④までについての国民年金保険料の納付又は免除申請をしていたことを示す関連資料は無い上、申立人は申立期間①から④までについての保険料の納付又は免除申請手続についての具体的な記憶が曖昧なため、保険料の納付又は免除申請手続状況等は不明である。

また、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見

当たらない。

さらに、申立期間②については、当該期間の前年の申立人の課税所得は特定できないものの、申立人の標準報酬月額（平成 10 年は年額 186 万円及び 11 年は年額 318 万円）から免除の基準となる所得金額を上回っていたものと推認され、免除申請手続が承認されたものとは考え難い。

加えて、申立期間③については、申立人は、免除申請手続を国民年金加入手続と同時に行ったとしているが、加入手続は、既に厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成 12 年 3 月に行われていることから、供述内容に不自然さがみられる上、当該期間は申立人の妻も未納期間となっている。

その上、申立期間④については、申立人の妻の供述どおり社会保険事務所の職員が自宅へ訪問したことはオンライン記録により確認できるものの、その時点では申立期間④については申請免除手続ができない上、申立人の妻も未納期間となっている。

このほか、申立期間②から④までに係る免除申請手続が行われた場合に社会保険事務所から市区町村を経由して申立人に通知されることとされている「免除承認（不承認）通知書」についても、申立人には記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付し又は免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 62 年 3 月まで

平成元年 4 月、私の父親が社会保険庁（当時）から電話で「学生納付特例制度（当時）」の話を聞き、昭和 56 年 11 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料約 87 万円を、社会保険庁から送付された納付書に現金を添えて A 銀行 B 支店（現在は、C 銀行 B 支店）で納付してくれた上、私も同行していたのでこのことを確認している。

しかし、昭和 62 年度、63 年度の国民年金保険料は納付済みになっているものの申立期間については未納とされている。

納付した約 87 万円から、納付済みになっている年度分の金額を差し引いた金額が還付された記録も無いので、私の年金記録の確認を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続、保険料納付、免除手続等に一切関与していない上、これらの手続を行ったとする申立人の父親に事情を聴取しても詳細を確認することができなかったことから、当時の具体的な状況は不明である。

また、申立人は昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで大学生であったが、平成 3 年 3 月までは大学生は国民年金の任意加入被保険者で制度上、申請免除の対象となり得ない期間であることから、追納で当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間を含めて納付したとする国民年金保険料の金額（約 87 万円）は、実際に納付すべき金額（約 57 万 7,000 円）と、大きく相違している。

加えて、オンライン記録では、昭和 62 年度と 63 年度の保険料がそれぞれ別

の日に納付されていることが確認でき、申立人の供述と一致しない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1422

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年11月まで

私は、A県で勤務していた会社を昭和45年10月で退職し、その後、B市へ帰郷した後に自宅に届いた書類（内容については記憶に無い。）を見た両親からしかられたため、同市C出張所で国民年金の加入手続を行った上、保険料は両親からお金をもらい、同出張所で納付していた。

申立期間の国民年金保険料について納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたとする記録は、社会保険庁（当時）及びB市には存在せず、申立人が国民年金に加入した形跡は全く無い上、国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果でも、申立人と思われる氏名は確認できない。

また、申立人から、自宅に届いたとする書類の内容、国民年金の加入手続を行った時期、及び国民年金保険料の納付方法等に関する具体的な供述は得られていない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

加えて申立人は、申立期間の始期を昭和45年12月としているが、申立人のA県からB市への転居の届出は46年3月に行われていることが申立人の戸籍謄本により確認できることから、申立期間のうち45年12月から46年2月までの期間については、B市において国民年金加入手続を行うことはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から50年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から50年4月まで

私は、昭和39年12月に結婚した翌年の40年春ごろ、義理の姉から国民年金の任意加入を勧められて加入することにしたが、国民年金の加入手続は、義理の姉が行ってくれたと記憶している。

国民年金加入当初の納付方法、納付場所などについて、記憶が定かでないものの、A市B地区に住所があったころは、毎月、納付書により郵便局で保険料を納付していたと記憶しているので、未納とされている申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年春ごろ、申立人の義姉に勧められたので、国民年金に任意加入することとし、加入手続はその義姉が行ってくれたとして、申立人自身は関与していないことから、その義姉及び申立人の親族数名に聴取したが、申立人がその当時、国民年金に加入し、申立人自身の保険料を納付していたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により、昭和50年5月に払い出されたものと推定できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録は、共に50年5月13日に任意加入していることで一致していることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、未加入期間は保険料を納付することができない。

さらに、申立人の申立期間当時の国民年金保険料の納付方法、納付金額等に係る記憶はあいまいであり、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立期間は127か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料

が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年9月まで

私は、昭和54年にA業を開業したが、開業当初は、多忙で国民年金加入など考えておらず、厚生年金保険にも23年間加入していたので、急いで国民年金に加入する必要も無いと思っていた。

その後、知人等から勧められて、昭和61年に国民年金に加入し、保険料は毎年納付してきたはずなので、未納とされている申立期間の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年にB市C区役所で国民年金の加入手続を行い、同年4月から国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録により平成4年10月から11月ごろに払い出されたものと推定できることから、申立人が国民年金の加入手続を行ったのはこのころであり、同時に申立人の国民年金被保険者資格が昭和61年4月までさかのぼって取得処理されたものと推認できることから、申立期間当時は、国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することができない。

また、申立期間は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるところ、オンライン記録により、i)平成2年10月の保険料は、時効が完成した期間の過誤納保険料として還付されていること、ii)同年11月から3年3月までの保険料は過年度納付していることなどが確認できることから、申立人は国民年金手続を行った際に、さかのぼって納付が可能な期間(2年間)の保険料しか納付できなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を昭和61年から郵便局において、毎

年 10 万円ぐらいを年払いで納付していたとしているが、供述している金額は申立期間当時の保険料額と相違している。

加えて、申立期間は 54 か月と長期間であり、申立期間当時、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年3月まで

私は、A町（現在は、B町）C地区の夫の実家に居住していた昭和45年6月ごろに、当時、同町職員であった義兄の勧めで国民年金に加入したが、当初、国民年金手帳は交付されず、同町D地区へ転居してから同手帳が交付されたことを記憶している。

国民年金保険料は、昭和60年ぐらいまで、自分で年に数回ほど同町役場において納付していたはずなので、申立期間に係る国民年金保険料の納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義兄が昭和45年6月ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているが、申立人自身は加入手続に関与していない上、申立人の義兄は既に亡くなっていることから、申立人の国民年金の加入状況は不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳は、社会保険事務所(当時)の払出管理簿により、昭和50年10月31日に払い出されていることが確認でき、申立人が国民年金に加入したのはこのころであり、加入と同時に申立人が20歳に到達した43年*月までさかのぼって資格取得(強制)されたものと推認できるところ、オンライン記録には、i) 申立人の42年3月から45年3月までの期間の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が45年8月に支給されていること、ii) これにより、申立人の国民年金被保険者資格取得日(昭和45年4月1日)が平成17年8月に訂正されていることなどが確認できることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行った時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び特例納付によるほかは納付できないが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶が無い。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料は納付書に現金を添えてA町役場で納付していたと供述しているが、同町が保険料の収納を納付書方式にしたのは昭和50年以降であると回答していることから、申立人の供述には不自然さがみられる。

その上、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立期間について国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年11月1日から28年3月1日まで
② 昭和28年3月1日から同年12月1日まで

申立期間①は、A市に所在するB社にC職として勤務していた。また、申立期間②は、D市に所在するE社（現在は、F社）において、G職として勤務していた。しかし、両申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が保管するB社の社屋の写真、当該事業所が保管する社員名簿における同僚の記録、事業主及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に当該事業所に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所では前述の社員名簿のほかに当時の資料を保存しておらず、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた同僚は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、オンライン記録により、申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚21人に照会したところ、入社時期の供述が得られた10人のうち6人は、入社2か月から6か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該6人からは厚生年金保険に加入するまでの間に保険料を控除されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、前述の6人のうち申立人を記憶している同職種の同僚は、「昭和27年2月にC職として当該事業所に入社したが、6か月程度の試用期間経

過後に厚生年金保険に加入したと思う。」と供述しており、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は昭和27年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 2 申立期間②について、F社が保管する退職者名簿の写し及び同僚の供述から判断すると、申立人が昭和28年3月16日から同年11月3日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では前述の退職者名簿のほか当時の資料を保存しておらず、当時の事業主及び申立人が名前を挙げた複数の同僚は死亡又は連絡先不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の退職者名簿には、厚生年金保険被保険者記号番号が記載されている者と記載されていない者が存在するところ、申立人には同番号の記載が確認できず、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、記号番号が記載されている者は被保険者資格を取得しているものの、申立人を含む当該番号が記載されていない者には被保険者資格を取得した記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある同僚11人に照会したところ、入社時期の供述が得られた8人のうち6人は、入社後2か月から11か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、このうち申立人と同職種の3人は「試用期間があり、入社後すぐには厚生年金保険に加入しておらず、保険料の控除も無かったと思う。」と供述している。

このことから、当時、事業主は、従業員を入社時から一律に厚生年金保険に加入させず、職種、身分等何らかの基準により従業員ごとに加入の判断を行っていたものと推認できる。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立人が厚生年金保険の資格を取得した形跡は見当たらない。

- 3 申立人が両申立期間において、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月8日から3年11月1日まで

平成2年2月に2日間の講習を受講し、同年2月8日にA社にB職として入社し、事故により労災保険金を受給した平成3年10月末まで在籍していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する申立内容、当時の上司及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたものと推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届の控えには、申立人の名前は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番は見られないことから、当時の事業主は申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得手続を行っていなかったことが推認できる。

また、申立人は、給与は日払いであったとすところ、当該事業所では、「正社員の給与は月給制で、日給者はアルバイトや臨時社員であり、これらの臨時社員等には労災保険を除く社会保険は適用させていなかった。」と回答している上、申立人の当該事業所に係る雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚二人は、「当時、定年は60歳であり、60歳以降も日給のアルバイトとして数年間勤務したが、厚生年金保険の適用は無かった。」と供述しており、当該同僚二人は、いずれも60歳の誕生日の翌日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、C市の国民健

康保険記録によると、申立人は申立期間を含む平成元年5月20日から9年12月2日までの期間、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間の一部を含む平成元年5月から3年5月までの期間、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 2 月ごろから同年 8 月 1 日まで

平成 14 年 2 月ごろに A 社の B 営業所に入社し、1 週間程度の研修を受講後に関連会社の C 社の D 県の営業所に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

E 業務担当社員として間違いなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は平成 14 年 1 月 16 日から同年 1 月 31 日までは A 社及び同年 2 月 1 日から 15 年 6 月 30 日までは関連会社の C 社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は平成 15 年 12 月 1 日、C 社は同年 6 月 30 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、両事業所の同一の事業主とは連絡が取れないことから、申立人の厚生年金保険の適用状況について関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人が A 社に同時期に入社し、C 社の D 県の営業所に一緒に赴任し勤務したとする同僚は、オンライン記録によると、前述の両事業所（いずれも厚生年金保険は本社一括適用）における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当該同僚とは連絡が取れず、申立期間における厚生年金保険の適用状況について供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立期間に両事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 11 人に照会したところ、申立人と同じ E 業務担当社員であったとする 8 人のうち 5 人は、記憶する入社日の 4 か月から 1 年 7 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、厚生年金保険に加

入するまでの期間に保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、前述のE業務担当社員のうち両事業所に勤務したとする複数の同僚は「当時、両社は一体的に経営されており、E業務担当社員の入退社も多く、入社後しばらくは厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから、事業主は、両事業所の従業員について、職種、身分等何らかの基準により、入社日から一律に厚生年金保険に加入させていなかったものと推測できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は申立期間に国民年金に加入し、平成14年2月及び同年3月は申請免除期間、同年4月から同年7月までは保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1709

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 21 日から 55 年 7 月 1 日まで

昭和 54 年 4 月 20 日に A 社を退職した後、B 社が経営する C 商業施設内の D 店において E 職として勤務していた。一緒に勤務していた同僚は、B 社において、厚生年金保険の被保険者記録があるので、私も同様に、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚及び B 社の当時の取締役（当時の事業主の妻）の供述から判断すると、勤務の期間は特定できないものの、申立人が、同社が経営する D 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B 社は、平成 14 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、15 年 7 月 31 日に解散している上、当時の事業主は死亡していることから、当時の取締役に照会したが、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、当時の書類は既に廃棄していることから在籍期間及び厚生年金保険の加入について確認することができない。申立期間当時に経理事務を委託していた会計事務所にも確認したが、申立期間当時の書類は残っていなかった。」と供述していることから、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人から名前が挙げられた同僚及び B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格が確認できる同僚 13 人に照会し、10 人から回答が得られたところ、i) 複数の同僚の供述及び当時の取締役の供述により、D 店における申立期間当時の E 職は二人であったと推認できるところ、同店で E 職をしていたと推認できる者で、前

述の原票により、昭和54年4月1日から同年10月8日までの期間において被保険者記録が確認できる者は、「申立人とは一緒に勤務したことは無い。」と供述していること、ii) 同様に、52年11月1日から55年6月1日までの期間において被保険者記録が確認できる者は、「申立人は、私が退職する時には、まだ勤務していた。」と供述していること、iii) 複数の同僚が、「申立人が勤務していた期間は短期間であったと思う。」と供述していること、iv) 申立人自身も、「勤務期間は、半年よりも短期間であったと思う。お正月には勤務していなかったため、春ごろに入社したかもしれない。」と供述していることから判断すると、申立人が同店に勤務していた時期は55年の春以降であったと考えられる。

さらに、当時の取締役は、「当該事業所では、採用後、3か月の見習期間があり、その期間については厚生年金保険に加入させていなかった。」としており、複数の同僚も同様に「当該事業所では見習期間があり、その期間については、厚生年金保険に加入しておらず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

加えて、申立期間について、申立人の当該事業所に係る雇用保険の加入記録も無い上、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、昭和54年5月から55年3月までの期間については、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

その上、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1710

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月から 33 年 2 月まで

A社B事業所C出張所に勤務していた昭和30年9月から33年2月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないが、当該期間は、当該事業所にD業務担当として勤務していたことから、厚生年金保険にも加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された封筒の写しによると、申立期間内の昭和31年1月28日の消印で、申立人の姉から、申立人に対し、申立てに係るA社B事業所C出張所を気付として送付されていることが確認できること、及び複数の同僚が「申立人に係る記憶がある。」と供述していることから判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、当該事業所を承継していたE社に照会したところ、「確認できる資料が無いため、全く不明である。」と回答している上、申立期間当時の社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態等について確認することはできない。

また、申立人の兄を含む申立人が名前を挙げた同僚4人は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録のいずれにおいても、申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できるものの、いずれもが既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできない。

さらに、被保険者名簿により、申立期間における当該事業所に係る厚生年金

保険第2種被保険者としての資格取得記録が確認できる20人のうち所在が特定できた10人に照会し、6人から回答が得られたが、このうち4人が「女性職員の場合、父や兄が、現役職員として勤務していることが多かったことから、特別な事情が無い限りは、当初、臨時職員として採用され、その後、職員へと身分が変更された時に厚生年金保険に加入していたはずであり、臨時職員である期間は、同保険に加入させていなかったはずである。」と供述しているところ、申立期間において、申立人の兄が当該事業所に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、申立人が、入社当初から職員として採用され、厚生年金保険の被保険者となるべき特別な事情は見当たらない。

加えて、前述の同僚4人のうち3人は、当該同僚本人が記憶している入社時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日とが、最大で22か月間相違しており、これら3人のいずれもが、「採用時は臨時職員であったため、臨時職員であった期間は、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されていたことも無かった。」と供述している上、このうち一人は、「給与計算業務に従事していたが、厚生年金保険に加入していないにもかかわらず、給与から厚生年金保険料を控除するようなことは無かった。」と供述している。

その上、当該事業所に係る被保険者名簿を調査した結果、申立人が申立期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は無く、一方、被保険者整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。とは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1711

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 29 日から同年 12 月 1 日まで

「ねんきん特別便」に記載されている昭和 63 年における A 社の厚生年金保険加入記録は、同年 5 月から同年 10 月までの 6 か月分となっているが、自分が書き写した給与明細書の内容によると、同年 5 月から同年 11 月まで 7 か月分の保険料が控除されている。私は給与を支給されると同時に明細書の内容を転記しており、その記録は間違いないと思っているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった、昭和 63 年 5 月分から同年 12 月分までの「給与明細メモ」に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から計算した厚生年金保険料の被保険者負担分と一致することは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者記録によると、A 社 B 事務所で昭和 63 年 5 月 4 日に資格取得、同年 11 月 28 日に離職していることが確認できる上、当該事業所が作成していた「資格取得台帳」においても資格取得日が 63 年 5 月 4 日、資格喪失日が同年 11 月 29 日であることが確認でき、オンライン記録と合致していることから、これらの記録に不自然な点はみられない。

また、当該事業所のオンライン記録により、同社 B 事務所に勤務し、所在が確認できた 11 人に照会し、6 人から回答を得たところ、申立人が当該事業所において、昭和 63 年 11 月末日まで在職していたことをうかがわせる供述を得ることはできない上、申立人と共に、次の勤務先である C 社に転職したと思われる同僚 4 人についても、A 社においては、全員が同年 11 月 29 日までに退職

していることが確認でき、そのうちの一人は、「次に勤務したC社はD市にあり、そこに行ったのが昭和63年12月1日だとすると、A社には同年11月末日までは勤務していなかったと思う。」と供述している。

さらに、申立人から提出のあった「給与明細メモ」の内容を裏付ける給与明細書等の資料は無く、当該事業所の当時の給与担当者も「給与から控除していたとすると預り金になり、預り金は年度末に必ず点検するが、預り金を処理(控除した保険料を本人に戻す等)したような記憶は無いので、厚生年金保険料の控除はしていないと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 30 日から同年 12 月 31 日まで

昭和 40 年 3 月に A 省 B 局を退職後、職業安定所を通して C 社に採用され、同年 7 月から同年 12 月まで勤務した。しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録では、当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年 8 月 30 日になっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において C 社に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったと主張しているところ、オンライン記録によれば、当該事業所は、昭和 41 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡している上、当該事業所に係る法人登記が見当たらず、役員を特定できないため、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できない。

また、申立人は同僚に関する記憶が無いため、当該事業所のオンライン記録により、厚生年金保険被保険者資格が確認できる 7 人に照会し、4 人から回答を得られたところ、そのうちの一人は、「申立人については記憶がある。」と供述しているものの、申立人が、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、昭和 40 年 8 月 30 日に資格を喪失した記載があり、記録訂正等の形跡も無い上、健康保険証の返却が同年 9 月 2 日に行われていることが確認できる。

加えて、申立人が、厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除

されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1713

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月 1 日から 44 年 3 月 1 日まで

昭和 43 年 5 月 1 日に A 社 B 支店に採用後、すぐに同支店 C 営業所に配属されて 44 年 2 月 28 日まで勤務していた。

一緒に勤務していた同僚は、厚生年金保険に加入していたので、私も加入していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間を特定することはできないものの、申立人が A 社 B 支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 61 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は確認できないことから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人が記憶していた同僚 3 人及びオンライン記録により、申立期間に A 社 B 支店において厚生年金保険の被保険者資格取得が確認できる同僚 14 人の合計 17 人に申立人の厚生年金保険の適用状況等を照会したところ、回答があった 16 人のうち 6 人が、「申立期間において、申立人と一緒に勤務していたと思う。」と供述しているものの、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料の控除について確認できる具体的な資料及び供述は得られなかった。

さらに、回答が得られた同僚 16 人のうち 5 人は「入社当初は委任契約社員で正社員ではなかった。正社員になってから厚生年金保険に加入し、それ以前は保険料が控除されていなかった。」と供述している上、申立期間当時の上司

及び経理担当者は「申立人は委任契約社員で、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しているところ、入社当時は委任契約社員であったとしている6人については、本人が記憶している入社年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が異なっており、中には最大で12か月も相違していることがオンライン記録により確認できることから、当該事業所では、委任契約社員として採用後正社員となるまでの期間は、厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者原票に係る健康保険記号番号索引簿を調査した結果、申立人の記録は無く、一方、記号番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚年年金 事案 1714

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 2 月 1 日から 5 年 1 月 1 日まで
平成 4 年 2 月 1 日から A 社（現在は、B 社）C 支店の作業所である D 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では 5 年 1 月 1 日からとされている。
申立期間は、国民年金第 3 号被保険者から脱退して勤務したので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、及び申立期間当時、A 社 C 支店の事業所長であった者の供述から判断すると、申立人は、申立期間に当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所では「申立期間当時、本社採用者は全員、厚生年金保険に加入させていたが、申立人は作業所採用者であり、作業所採用者の厚生年金保険の加入については一律に扱っていたわけではなかったことから、申立人の場合は厚生年金保険には加入せず、給与から保険料の控除も行っていなかったと考えられる。」と回答しているとともに、上述の事業所長も「申立人のことは分からないが、作業所採用者の中には、希望により雇用保険のみに加入させることもあった。」と供述しており、このことは当該事業所が作成した雇用保険名簿（写）に記録されている被保険者（整理番号*番から*番までの 90 人）の中に、厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない者が 5 人見られたことから確認できる。

また、当該事業所が作成した厚生年金保険被保険者名簿（写）には、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は平成 5 年 1 月 1 日と記録されており、これ以外に申立人が被保険者資格を取得した形跡は見られ

ないほか、当該事業所が加入していたE健康保険組合では、申立人の同健康保険組合における健康保険被保険者資格取得日を同年1月1日と回答しており、これらの記録は、オンライン記録による当該事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者名簿（写）及び雇用保険名簿（写）によると、厚生年金保険被保険者資格取得日と雇用保険被保険者資格取得日が相違している者が申立人を含め5人見られ、そのうち、厚生年金保険被保険者資格取得日が平成3年8月1日、雇用保険被保険者資格取得日が同年2月1日で6か月間の相違がある者は「自分は、昭和63年10月から勤務しており、最初は雇用保険や厚生年金保険に加入しなくても当然だと思っていた。本社から来た作業所担当の人や他の作業所で勤務していた人からのアドバイスにより、ようやく厚生年金保険や雇用保険に加入した記憶がある。」と供述している。

加えて、申立人は、平成4年2月1日に国民年金第3号被保険者資格を喪失するとともに、同日付けでその夫の被扶養者資格も喪失していることがオンライン記録及びF共済組合の回答により確認できるが、同組合では「この処理をした時期は定かではないが、被扶養者資格喪失日は被扶養者の収入が判明し、その原因となった時点までさかのぼって喪失日とすることがある。」と回答しており、一方、オンライン記録により、管轄社会保険事務所（当時）では、申立人の国民年金第3号被保険者資格喪失の処理を5年2月22日に行ったことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間においてはその夫の被扶養者であり、当該事業所では雇用保険のみに加入させていたことが考えられる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1715

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
A社B支社に、昭和 35 年 7 月 1 日から 53 年 2 月 1 日までC職として勤務していた。
継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についても途切れることなくA社B支社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、当該事業所の事務を引き継いだA社本社では、「申立期間当時の資料は保管されていないため、申立人の厚生年金保険の適用状況は不明であるが、当社に継続して勤務していても、業務成績が悪い場合は、査定結果により被保険者資格を喪失する場合がある。」と回答している。

また、申立人に同僚等の記憶が無いため、オンライン記録により、当該事業所において厚生年金保険被保険者資格取得期間に空白期間が無い者4人、申立人と同様に被保険者資格取得期間に空白期間がある者3人、申立期間当時に被保険者資格を取得している者4人の合計11人を抽出し、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、6人から回答があり、このうち、申立期間当時、当該事業所の下部機関である営業所の所長であった者は「申立人は私の部下ではなかったが、申立期間当時は業務成績により、在職中であっても厚生年金保険の被保険者資格を喪失することがあった。このため、部下には業務成績が落ちて被保険者資格を喪失しないよう、よく激励していた。」と供述している上、申立人と同様に昭和35年2月から同年6月までの5か月間、厚生年金保険の被保険者資格取得期間に空白期間がある者も「自分

も、当該事業所を退職したことは無いのに、厚生年金保険の未加入期間がある。成績が悪いと加入資格を失うという説明を当時受けた記憶は無いが、未加入期間は、体調を崩して入院していた時期と一致していたと思う。」と供述しており、当該事業所の回答を裏付ける供述を行っていることから判断すると、申立期間当時、当該事業所では、業務成績により厚生年金保険被保険者資格を喪失させる取扱いがあったものと考えられる。

さらに、雇用保険の加入記録においても、当該事業所に係る申立人の記録は存在しない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1716

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで
提出した離職票のとおり、A社（現在は、B社）には昭和 63 年 9 月 30 日まで在籍していたので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出のあった申立人に係る「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」（写）、「雇用保険被保険者離職証明書（事業主控）」（写）、「特別徴収・給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書」（写）、及び申立人から提出のあった「雇用保険被保険者離職票」（写）によると、申立人の当該事業所における離職日が昭和 63 年 9 月 30 日と記載されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出のあった「健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認通知書」（原本）によると、申立人の退職日が昭和 63 年 9 月 29 日、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年同月 30 日と記載されている上、i) 同通知書に記載されている同僚の被保険者資格喪失日も申立人と同じ同年同月 30 日であること、ii) 同通知書に不自然な訂正等の形跡が無いこと、iii) 同通知書に記載されている申立人及び同僚の被保険者資格喪失日及び健康保険被保険者証の整理番号はオンライン記録と合致していることが確認できる。

また、当該事業所では、照会に対し「申立期間は先代が所長であったので、詳細は不明である。申立期間当時の申立人に係る資料を探したところ、健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認通知書が見つかったので、これを見ると、申立期間の厚生年金保険料は控除しておらず、納付する必要も無かったと思う。」と回答している。

さらに、当該事業所では「当事務所では、現在、退職予定者と事業主が話し

合いにより退職日を決定することがあり、必ずしも月末を退職日とするものではない。」と回答しているところ、オンライン記録により当該事業所における健康保険被保険者証の整理番号が*番台の者10人（申立人の健康保険整理番号は*番）に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日を見ると、申立人と同様に月末に被保険者資格を喪失している者が4人（申立人を含む。）、月末の1日又は2日前に同資格を喪失している者が3人見られ、月初の1日に同資格を喪失している者は一人しか見られないことが確認できる（ほかの二人は月半ば又は在職中）。

なお、申立人に係る退職日（離職日）が、前述の「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」（写）等と「健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認通知書」（原本）とで1日異なっていることについて、当該事業所では「理由は分からない。」と回答している。

加えて、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書を保管しておらず、前述の「健康保険厚生年金保険被保険者喪失確認通知書」（原本）に申立人と同じ日付で被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚も「昭和63年8月から同年9月末までしか当該事業所に勤務しなかったため、厚生年金保険料が2か月分控除されたのか、1か月分だけ控除されたのかは分からない。」と供述しているほか、申立人が記憶している同僚からも、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 11 月まで

申立期間は、A社B支店管内のC事業所及びD事業所に所属し、E作業を中心に従事していた。身分は臨時社員であったが、厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険料は控除されていたと思うので、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった昭和 41 年 4 月改訂の「職員用最新業務マニュアル」(写)、作業所と考えられる場所で撮影された写真(写)及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間にA社B支店C事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、F社は「申立人の申立期間当時の年齢を考慮すると、申立人は本採用ではなく、臨時雇用員の身分で採用されたものと考えられるが、臨時雇用員の厚生年金保険関係に関する資料はA社から承継しておらず、申立人のことは分からない。また、臨時雇用員の身分のみで在籍していた者は履歴書自体が無く、申立人の履歴も確認できない。」と回答しているとともに、G社も「申立人の人事記録が保管されているか否か調査したが、確認できなかった。A社時代のことは、当社では資料が無いため、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたか否かは不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用等について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の上司及び同僚として記憶している 10 人のうち、5人は既に死亡しており、残りの 5人も所在が確認できないことから、オンライン記録により、申立期間同時に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる 8人に照会したところ、回答のあった 4人から申立人の申

立期間における厚生年金保険の適用等について供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に、申立期間における当該事業所での雇用保険の加入記録は無い。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から同年 9 月まで

昭和 39 年 5 月に A 社に入社し同年 9 月に退職したが、社会保険事務所(当時)の記録では、当該期間は厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る A 社について法務局において商業登記簿を確認したが「該当する事業所は無い。」との回答である上、オンライン記録により当該事業所の事業主に係る記録を確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人は、当該事業所における同僚として複数人の名前を挙げているが、いずれも姓のみであるため個人の特定ができず、申立人の勤務実態について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前後に被保険者期間のある者のうち 20 人から聴取できたが、そのうちの 18 人は申立人を記憶しておらず、残る二人が申立人を記憶していたものの、これらの二人は、「申立人の入社及び退職の時期について具体的な記憶は無い。なお、申立人は数か月で退職した。」と供述するのみであり、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況についての具体的な供述は得られなかった。

加えて、上記の申立人を記憶していない者のうちの 4 人は、「当該事業所に入社後、厚生年金保険に加入するまで空白期間があった。」と供述しており、このうちの一人は「昭和 39 年の入社当時は、入社して 3 か月間ぐらいは試用

期間として厚生年金保険には加入させないことが一般的であった。」と供述している上、上記以外の一人からは、「当該事業所には、アルバイトとしてフルタイムで業務の手伝いをする若い人たちがおり、この人たちは厚生年金保険に加入していなかった。」との回答を得ている。

その上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無く、一方、健康保険の整理番号にも欠番は無いことから申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1719

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 1 日から 61 年 2 月 1 日まで
昭和 57 年 3 月 1 日から 61 年 1 月 31 日まで A 町立の B 事業所で正職員として勤務していたが、社会保険事務所(当時)の記録によると、申立期間については厚生年金保険の加入記録が無い。
しかし、申立期間は当該事業所で勤務しており、厚生年金保険に加入していたと思うので、同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 町役場から提示された申立人に係る「臨時職員調」及び「C 郡 A 町辞令簿(控)」から、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業主から「D 縣市町村職員退職手当組合長あて就職報告」及び「D 縣市町村職員共済組合理事長あて退職届書」等が提示された上、D 縣市町村職員共済組合から、「D 縣市町村職員共済組合員期間登録通知書」が提示され、これらにより、申立人が申立期間は当該共済組合に加入していたことが確認された。

また、A 町役場に係る厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 1 月 17 日から 20 年 7 月 16 日まで
給与明細書の支給金額から判断すると、給与額に見合わない標準報酬月額となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

申立期間の全期間について、申立人が所持する給与明細書から、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額(平成17年1月から18年1月までは26万円、同年2月から19年4月までは28万円、同年5月から20年6月までは30万円)は、社会保険事務所(当時)に届け出られた標準報酬月額(平成17年1月から同年8月までは15万円、同年9月から20年6月までは17万円)よりも高い額となることが確認できるが、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額(平成17年1月から19年10月までは15万円、同年11月から20年6月までは17万円)は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額と一致するか、又は低い額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録を訂正する必要は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として第4種被保険者保険料を納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月30日から57年4月1日まで

申立期間は、A社を退職した後にB社会保険事務所(当時)で厚生年金保険第4種被保険者の加入手続を行い保険料も納付していたので、申立期間について厚生年金保険第4種被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、厚生年金保険第4種被保険者の要件が、昭和60年改正前の厚生年金保険法第15条により、「被保険者期間が10年以上である者が、被保険者でなくなった場合において、老齢年金を受けるに必要な被保険者期間を満たしていない時は、その者は、都道府県知事に申し出て、被保険者となることができる。」と規定されているところ、オンライン記録によると、申立人が第4種被保険者の届出を行ったと主張する56年8月30日の時点において、申立人の厚生年金保険加入期間の合計は4年9か月間にすぎないことが確認できることから、申立人は、第4種被保険者の要件に該当していなかったことが確認できる。

また、A社の厚生年金保険被保険者原票には、第4種被保険者の番号の記載が無い上、申立期間の第4種被保険者原票も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の第4種被保険者保険料の納付金額を記憶しておらず、申立人が第4種被保険者として、厚生年金保険料を納付していた事実を確認できる領収書等の資料は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第4種被保険者として、申立期間に係る第4種被保険者保険料を納付していたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月中旬ごろから29年11月中旬ごろまで
昭和26年5月中旬ごろから29年11月中旬ごろまでの期間、A社B事業所C出張所の請負をしていたD社(E市に所在)でF作業員として勤務しており、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が抜けている。厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務していたとするD社は、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録において、同事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無く、当該事業所の所在地を管轄する法務局にも商業登記簿謄本の記録は無い。

一方、申立ての事業所であるD社及びオンライン記録により申立人が申立期間以降の昭和36年2月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるG社について、E市に照会したところ、「D社及びG社は、平成の初めごろに廃業しており、正式な名称はH社である。」との回答が得られた。このため、i) H社の商業登記簿謄本を確認したところ、申立人がD社の事業主であったとする者がH社の代表取締役であったことが確認できること、ii) G社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、同人の氏名が記載されていること、iii) H社の最後の代表取締役であった者が、「H社を設立する以前は、D社として私の父(申立人がD社の事業主であったとする者と同人物)が事業を行っていた。」と述べていることから判断すると、申立人が勤務していたとするD社は、H社の前身の事業所であり、H社はG社の名称で

厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる。

しかしながら、G社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所が同保険の適用事業所となったのは、昭和30年1月6日であり、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、適用当初から厚生年金保険の被保険者であった者について同保険の加入記録を確認したところ、申立期間当時は同保険に加入した形跡は見当たらない。

また、オンライン記録によると、G社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたと述べている同僚4人は、いずれも所在不明のため、申立人の勤務実態等について供述を得ることはできない。

加えて、G社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、G社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和30年1月6日）に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる43人のうち、所在が確認できた7人に照会したところ、回答のあった3人のうち2人は、「申立人を知らない。」と述べており、他の一人は、「私は、昭和26年5月ごろから31年9月ごろまで勤務していた。申立人は、私が勤務し始める前から勤務しており、少なくとも30年8月にI事業所に移るまでは勤務していた。」と述べているものの、当該期間において、保険料控除があったことをうかがわせる供述は得られなかった。

なお、申立人は、F作業員（第3種被保険者）であったと述べているが、G社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該期間に当該事業所において被保険者資格を取得した者の中に第3種被保険者であった者は確認できない。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1723

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から同年11月まで
② 昭和45年5月から同年11月まで

昭和41年から45年までは、毎年5月から11月までA省B局C部でD町のE事業に従事していたが、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 F省B局C部に照会したところ、「当部が保管する臨時任用非常勤職員台帳、非常勤職員名簿等により、申立人が、昭和40年度はG業務担当として、42年度から44年度まではH業務担当としてそれぞれ非常勤職員であったことは確認できるが、41年度及び45年度については申立人が勤務していたことを示す記録はない。」と回答しており、申立人が両申立期間において当該事業所に勤務していたことを確認できる資料や供述は得られなかった。

また、申立人は、両申立期間において当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の勤務状況等について確認することはできない。

2 申立期間①については、オンライン記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者4人に照会したところ、回答があった3人のうち申立人について記憶があるとの供述が得られた二人は、いずれも、「申立人が勤務していた期間までは記憶していない。」と供述しており、ほかに申立人が昭和41年において当該事業所で勤務していたことをうかがわせる事情はない。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が申立期間①のうち昭和41年5月2日から同年11月8日まで、I社J出張所において同保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間①を含む昭和41年4月から42年4月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料の全額免除申請を行っていたことが確認できる。

- 3 申立期間②については、オンライン記録により、申立期間②においてA省B局C部K事務所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者8人に照会したところ、回答があった6人のうち申立人について記憶があるとの供述が得られた二人は、いずれも、「申立人が勤務していた期間までは記憶していない。」と供述しているほか、昭和45年5月に当該事業所に採用されたとの供述が得られた他の3人のうち2人は、いずれも、「申立人が昭和44年までA省B局C部K事務所に勤務していたとの話は聞いたことがあるが、自分が当該事業所に採用された時には、申立人は既に勤務していなかった。」と供述しており、ほかに申立人が申立期間②において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は無い。

また、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人が申立期間②のうち昭和45年8月8日から同年10月31日まで、L社において同保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人が申立期間②を含む昭和45年4月から46年4月までの期間において国民年金に加入するとともに、その保険料をすべて納付していることが確認できる。

- 4 両申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者原票にも、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、両申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1724

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 21 日から 50 年 3 月 20 日まで
昭和 43 年 9 月から平成元年 5 月まで A 社に正社員の B 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。
厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する退職金支給計算書に記載された入社年月日及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社に照会したところ、「申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した昭和 50 年 3 月 21 日に、同時に 13 人が同資格を取得していることからみて、それまで未加入であった者を一度に加入させたものと考えられ、当時の資料は廃棄済みのため詳細は不明であるが、資格取得前に同保険料を給与から控除することは無かったものと考えられる。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける資料、供述等は得られなかった。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚 4 人のうち、生存が確認された二人に照会したところ、このうち一人は、「当時、厚生年金保険には役職者又は本人が希望する者のみが加入していた。」と供述しているほか、他の一人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 5 月 1 日以前から当該事業所に勤務していたと供述しているところ、厚生年金保険被保険者原票によると、当該時点から 8 年 7 か月後に被保険者資格を取得したことが確認できる上、同人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間

において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認された者 11 人に照会したところ、回答があった 6 人のうち一人は、「当時は厚生年金保険に加入していない従業員がいた。」と供述しており、他の一人は、「自分は採用後約 2 年後に厚生年金保険に加入したが、自分より先に勤務していた人も同時に加入したので、それまでは加入手続をしていなかったようだった。」と供述しているほか、別の一人は、「当時、厚生年金保険に加入していたのは役職者など一部の人だけで、自分も含めて誰でも加入させていたわけではなかった。従業員で加入したくないと言っている人もいた。」と供述している。

一方、当該被保険者であった者 6 人のうち入社時期に係る供述が得られた者 5 人のうち二人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 41 年 5 月 1 日以前から当該事業所に勤務していたと供述しているところ、厚生年金保険被保険者原票によると、いずれも、当該時点から 3 年 2 か月後に被保険者資格を取得したことが確認できるほか、他の二人は、同原票によると、自身が記憶する入社時期からそれぞれ 2 年 5 か月後、2 年 9 か月後に被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかったことを踏まえると、当時、当該事業所では、採用後一定期間において同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行う取扱いがあったものと考えるのが妥当である。

加えて、申立期間について厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 1725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 13 日から 33 年 9 月 1 日まで
昭和 31 年 5 月 13 日から 34 年 1 月 20 日までの期間、A 社の下請会社であった B 社 C 出張所に勤務し、D 業務に従事した。
厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及び申立人の従事業務に関する申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間中に B 社 C 出張所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和 46 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、現在の事業主は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。」と回答しているほか、当時の経理担当者は既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

また、複数の同僚が、申立期間当時の当該事業所の従業員数について 200 人を超えていたと供述しているが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 27 年 5 月から申立期間の前年の 32 年 12 月までに、厚生年金保険の被保険者資格を取得している者は延べ 88 人にすぎず、当時、従業員の半数以上が厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかった状況がうかがえる。

さらに、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が厚

生年金保険の被保険者資格を取得した昭和33年9月1日に、申立人のほかに142人が厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、当該事業所では、同時期に従業員をまとめて厚生年金保険に加入させたことが確認できる。

加えて、申立人は、当該事業所に一緒に勤務した同僚4人の名前を挙げているが、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち一人は、当該事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できない上、二人は厚生年金保険の被保険者資格取得日が申立人と同じ昭和33年9月1日となっているほか、残り一人は、申立期間における厚生年金保険の被保険者としての記録が確認できるものの、既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について供述を得ることができない。

その上、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日（昭和33年9月1日）と同じ日に同被保険者資格を取得している同僚10人に照会し、6人から回答を得たが、このうち4人は、「申立期間当時は、相当数の従業員が厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった。このため、昭和33年ごろ、当該事業所に労働組合ができて交渉した結果、多数の従業員が厚生年金保険に加入できるようになった。」と回答しており、これは社会保険事務所（当時）の記録と符合する。

なお、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も、保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。